

日 薬 業 発 第 339 号

令 和 8 年 10 月 9 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会

副 会 長 渡 邊 大 記

令和 8 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

平素より、本会会務に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 8 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正につきましては、令和 8 年 7 月 31 日付け日薬業発号 189 号にてお知らせしたところですが、今般、別添のとおり追加の通知等の一部訂正について連絡がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会会員へご周知下さいますようお願い申し上げます。

(別添)

令和 8 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

(令和 8 年 10 月 7 日付け事務連絡、厚生労働省保険局医療課)

事 務 連 絡
令和 8 年 10 月 7 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

令和 8 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡するとともに別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和8年10月7日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

令和8年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

下記の通知について、それぞれ別添1から別添5までのとおり訂正しますので、その取扱いについて周知徹底を図られますよう、お願いいたします。

- ~~・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
（令和8年3月5日保医発 0305 第6号）（別添1）~~
- ~~・「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
（令和8年3月5日保医発 0305 第7号）（別添2）~~
- ・「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
（令和8年3月5日保医発 0305 第8号）（別添3）
- ~~・「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」
（令和8年3月27日保医発 0327 第2号）（別添4）~~
- ・「災害発生時における保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」
（令和8年3月31日保医発 0331 第2号）（別添5）

(別添 3)

特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

(令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 8 号)

様式20の 1 の 4

在宅自己腹膜灌流指導管理料 2 の施設基準に係る届出書添付書類

1 届出種別 (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと)	1 : 新規届出 2 : 再度の届出
実績期間 開始年月 (和暦で記載すること)	年 月
終了年月 (和暦で記載すること)	年 月
2 腹膜透析の診療の経験を 5 年以上有している常勤医師の氏名等	
常勤医師 1	
氏名	
勤務時間	時間
腹膜透析の診療の経験年数	年
常勤医師 2	
氏名	
勤務時間	時間
腹膜透析の診療の経験年数	年
3 当該保険医療機関における実施症例数	
連続携帯式腹膜灌流用カテーテル腹腔内留置術	例
腹腔鏡下連続携帯式腹膜灌流用カテーテル腹腔内留置術	例
4 入院可能な体制 (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと)	1 : 有 2 : 無
5 在宅自己腹膜灌流指導管理料を算定する他の保険医療機関との連携体制	
連携保険医療機関 1 名称	
連携保険医療機関 2 名称	
連携保険医療機関 3 名称	
連携保険医療機関 4 名称	
連携保険医療機関 5 名称	

[記載上の注意]

- 「1」は特掲診療料施設基準通知第 2 の 4 の (3) に定めるところによるものであること。
- 「2」の常勤医師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間 (休憩時間を除く労働時間) を記載すること。
- 「3」は、実績期間内に腹膜灌流に係る手術 (「K 6 3 5 - 3」又は「K 6 3 5 - 4」) が、新規届出の場合には年間 5 届け出前 6 月以内に 2 例以上、再度の届出の場合には 1 月から 12 月までの 1 年間 (実績期間) に 3 例以上必要であること。また、当該手術症例一覧 (実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名) を別添 2 の様式 52 により添付すること。

調剤基本料の施設基準に係る届出書添付書類

1 当該保険薬局における調剤基本料の区分（「参考」を踏まえ、いずれかに○を付ける）	()	調剤基本料 1	
	()	調剤基本料 2	
	()	調剤基本料 3 - イ	
	()	調剤基本料 3 - ロ	
	()	調剤基本料 3 - ハ	
	()	特別調剤基本料 A	
2 保険薬局指定日		指定年月日	令和 年 月 日
		指定期開始	令和 年 月 日
3 届出の区分（該当する項目の□に「☑」を記入する）			
□		新規指定に伴う届出（遡及指定が認められない場合）	
□		新規指定に伴う届出（遡及指定が認められる場合）	
□		調剤基本料の区分変更に伴う届出	
□		その他（ ）	
4 調剤基本料の注 1 ただし書への該当の有無			☐ 該当（様式 87 の 2 に記入） ☐ 非該当
5 保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係（特別調剤基本料 A への該当性）			
(1)	ア 保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係の有無		☐ なし→（2）へ ☐ あり→別紙 1 を添付すること
	イ 特別な関係のある医療機関の処方箋集中率の合計 ※別紙 1 の⑪A の数字を記載すること		%
	ウ 経過措置の該当性 I ～Ⅳのいずれかに該当する場合は「該当」に☑すること		☐ 該当 ☐ 非該当
	I 平成 28 年 9 月 30 日以前から、病院である保険医療機関と特別な関係にあった場合		☐ 該当 ☐ 非該当
	II 平成 30 年 3 月 31 日以前から、診療所である保険医療機関と特別な関係にあった場合		☐ 該当 ☐ 非該当
	III 平成 30 年 3 月 31 日以前に当該保険薬局の開局に係る手続きが相当程度進捗していた場合		☐ 該当 ☐ 非該当
	IV 令和 8 年 3 月 4 日以前に当該保険薬局の所在する建物内に診療所が所在している場合 （①と②において両方「該当」に☑している場合に限る）		☐ 該当 ☐ 非該当
	①令和 8 年 3 月 5 日以降も当該診療所が所在し続けている場合		☐ 該当 ☐ 非該当
	②令和 8 年 3 月 5 日以降も新たに他の保険医療機関と特別な関係を有しない場合		☐ 該当 ☐ 非該当
	(2)	保険薬局の敷地内のオンライン診療受診施設の有無	
オンライン診療受診施設が、医療計画におけるへき地に所在する保険薬局に設置されている		☐ 該当 ☐ 非該当	
(3)	特別調剤基本料 A の該当性（ア、イいずれも非該当→「6」へ）		
	ア 次のすべてに該当する場合に該当に☑すること ・ 4 について「非該当」に☑をしている場合		☐ 該当 ☐ 非該当

	・ 5（１）アについて「あり」に☑をしている場合 ・ 5（１）イについて 50%超である場合 ・ 5（１）ウについて「非該当」に☑をしている場合	
	イ 5（２）について「あり」に☑している場合であって、へき地に所在する薬局でないこと	☐該当 ☐非該当

6 処方箋の受付回数及び集中度等※同一の敷地又は建物にある複数の保険医療機関は１の保険医療機関と扱う

期間： 年 月 ～ 年 月 （ か月間①）

処方箋集中度第一位の保険医療機関名	i :	処方箋集中度第二位の保険医療機関名	ii :	処方箋集中度第三位の保険医療機関名	iii :
-------------------	-----	-------------------	------	-------------------	-------

(1) 処方箋受付回数等

ア 処方箋受付回数の計算

当該保険薬局で受け付けた全ての処方箋の受付回数				② 回	
i からの受付回数	②-i 回	ii からの受付回数	②-ii 回	iii からの受付回数	②-iii 回
時間外加算、休日加算、深夜加算又は夜間・休日等加算の対象となった患者の全ての処方箋の受付回数				③ 回	
i からの受付回数	③-i 回	ii からの受付回数	③-ii 回	iii からの受付回数	③-iii 回
一月の処方箋の受付回数＝（②－③）／①				④ 回	
i からの受付回数	④-i 回	ii からの受付回数	④-ii 回	iii からの受付回数	④-iii 回

イ 処方箋集中度の計算

情報通信機器を用いた服薬指導を受けた患者の全ての処方箋の受付回数				⑤ 回	
i からの受付回数	⑤-i 回	ii からの受付回数	⑤-ii 回	iii からの受付回数	⑤-iii 回
同一グループの保険薬局の勤務者（非常勤を含む。）の全ての処方箋の受付回数				⑥ 回	
i からの受付回数	⑥-i 回	ii からの受付回数	⑥-ii 回	iii からの受付回数	⑥-iii 回
同一グループの保険薬局の勤務者の家族の全ての処方箋の受付回数				⑦ 回	
i からの受付回数	⑦-i 回	ii からの受付回数	⑦-ii 回	iii からの受付回数	⑦-iii 回
介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・認知症高齢者グループホームの入居者に係る全ての処方箋の受付回数				⑧ 回	
i からの受付回数	⑧-i 回	ii からの受付回数	⑧-ii 回	iii からの受付回数	⑧-iii 回
単一建物診療患者又は単一建物居住者が１人の場合の患者の処方箋の受付回数				⑨ 回	
i からの受付回数	⑨-i 回	ii からの受付回数	⑨-ii 回	iii からの受付回数	⑨-iii 回
処方箋集中度 ※計算は以下のとおり					
$\textcircled{10}n = \frac{\textcircled{2}n - (\textcircled{5}n + \textcircled{6}n + \textcircled{7}n + \textcircled{8}n - \textcircled{9}n)}{\textcircled{2} - (\textcircled{5} + \textcircled{6} + \textcircled{7} + \textcircled{8} - \textcircled{9})}$					
i からの処方箋集中度	⑩-i %	ii からの処方箋集中度	⑩-ii %	iii からの処方箋集中度	⑩-iii %

ウ	処方箋受付回数が多い上位3の保険医療機関に係る処方箋集中度の合計(⑩-i ~ iiiの合計)	% (⑪)
(2) 同一グループ内の処方箋受付回数等 (調剤基本料3への該当性)		
ア	薬局グループへの所属の有無	☐ 所属なし (個店) → (3) へ ☐ 所属あり (薬局グループ名:)
イ	⑩-i が 85% 超	☐ 該当 ☐ 非該当
ウ	1月当たりの同一グループ内の処方箋受付回数の合計	回
エ 調剤基本料3イ~ハの該当性 (いずれかの区分の該当に☑すること)		
調剤基本料3イ (以下のいずれかに該当があれば該当に☑すること)		☐ 該当
次のすべてに該当する場合に該当に☑すること ・アについて「所属している」に☑をしている場合 ・イについて「該当」に☑をしている場合 ・ウが 3.5 万回超 40 万回以下の場合		☐ 該当
次のすべてに該当する場合に該当に☑すること ・アについて「所属している」に☑をしている場合 ・ウが 3.5 万回超 40 万回以下の場合 ・「5」の(1) <u>ウア</u> について「該当」に☑している場合 <u>(特別調剤基本料A又は「4」のいずれかに該当するものを除く)</u>		☐ 該当
調剤基本料3ロ		
次のすべてに該当する場合に該当に☑すること ・アについて「所属している」に☑をしている場合 ・イについて「該当」に☑をしている場合 ・ウが 40 万回以上の場合		☐ 該当
次のすべてに該当する場合に該当に☑すること ・アについて「所属している」に☑をしている場合 ・ウが 40 万回以上の場合 ・「5」の(1) <u>ウア</u> について「該当」に☑している場合 <u>(特別調剤基本料A又は「4」のいずれかに該当するものを除く)</u>		☐ 該当
調剤基本料3ハ		
次のすべてに該当する場合に該当に☑すること ・アについて「所属している」に☑をしている場合 ・イについて「非該当」に☑している場合 ・ウが 40 万回以上の場合 ・④が 4000 回以下又は⑪が 70% 以下		☐ 該当
(3) 処方箋の集中状況等 (調剤基本料2の該当性)		
ア	④が 4000 回超かつ⑪が 70% 超	☐ 該当 ☐ 非該当 → 「イ」へ
イ	④が 1800 回超かつ⑩-i が 85% 超	☐ 該当 ☐ 非該当 → 「ウ」へ
ウ	I ~ Vのすべてに該当すること	☐ 該当 ☐ 非該当 → 「エ」へ
I <u>当該保険薬局の指定日が令和8年6月1日以降である令和8年5月31日において、現に処方箋の受付回数が1月当たり1,800枚以下であるとして届け出ている保険薬局でない又は令和8年6月1日以降の1月当たりの処方箋の受付回数が継続的に1,800枚以下である保険薬局でない</u>		☐ 該当 ☐ 非該当
II 特別区又は政令指定都市に所在する		☐ 該当 ☐ 非該当
III 当該保険薬局から 500m 以内に他の保険薬局がある		☐ 該当 ☐ 非該当
IV ④が 600 回超かつ 1800 回以下である		☐ 該当 ☐ 非該当
V ⑩-i が 85% 超である		☐ 該当 ☐ 非該当

	エ ④- i が 4000 回超	☐ 該当 ☐ 非該当 → 「オ」へ
	オ 以下の⑫と④- i を合計した処方箋受付回数が 4000 回超	☐ 該当 ☐ 非該当 → 「(4)」へ
	ア 主たる保険医療機関が同一であるグループ内の他の保険薬局数	施設
	イ アの保険薬局における主たる保険医療機関からの処方箋受付回数の合計	⑫ 回
(4) 4、5(3)ア若しくはイ又は6(2)エ若しくは(3)アからオまでのいずれも該当しない(調剤基本料1の該当性)		☐ 該当
7 門前薬局等立地依存減算の該当性 ((1)に該当、かつ、(2)又は(3)に該当があれば該当に☑すること)		☐ 該当
(1) 当該保険薬局の指定日が令和8年6月1日以降である		☐ 該当 ☐ 非該当
(2) 門前薬局の該当性		
ア 6(3)ウのⅡとⅢのいずれにも該当する		☐ 該当 ☐ 非該当
イ ⑩- i が 85%超である		☐ 該当 ☐ 非該当
ウ 次の①から③までのいずれかに該当する		☐ 該当 ☐ 非該当
① 200床以上の保険医療機関から100m以内に所在し、当該区域内及び当該保険医療機関の敷地内に他の保険薬局が2以上ある		☐ 該当 ☐ 非該当
② 周囲50m以内に他の保険薬局が2以上ある		☐ 該当 ☐ 非該当
③ 周囲50m以内にある他の保険薬局が②に該当する		☐ 該当 ☐ 非該当
(3) 医療モール等の該当性		
ア ⑩- i が 85%超である		☐ 該当 ☐ 非該当
イ 保険医療機関と同一の敷地又は建物に所在する		☐ 該当 ☐ 非該当

〔記載上の注意〕

- 「2」については、地方厚生局ホームページに掲載されている「コード内容別医療機関一覧表」を確認の上記載する。
- 「3」については、保険薬局の新規指定（遡及指定が認められる場合を除く。）の場合は、指定日の属する月の翌月から3ヶ月間の実績から、調剤基本料の区分が調剤基本料1等から変更になる場合は届出が必要になることに注意する。
- 「3」については、「その他」に☑を記入した場合は、理由を記載する。
- 「3」については、令和8年度改定に伴い新たに区分変更の届出を行う場合には、「その他」に☑を記入し、「令和8年度改定に伴う届出」と記載する。
- 「4」については、調剤基本料の注1ただし書に該当する保険薬局の場合においては、「該当」に☑を記入し、様式87の2を添付する。
- 「6」については、処方箋集中率第1位の保険医療機関が同一敷地内又は同一建物内に所在する場合は「医療モール」と記載し、別紙2に各保険医療機関名等を記載する。
- 「6」②については、リフィル処方箋による調剤を行う場合、調剤実施ごとに受付回数の計算に含める。
- 「6(2)ア」については、グループ内で統一したグループ名を記載する。
- 「6(2)ウ」については、1月当たりの処方箋受付回数の合計は、当年4月末時点でグループに属している保険薬局の④の値（小数点以下は四捨五入）を合計した値を記載する。

[illegible]

医療モール等の施設基準に係る届出書添付書類

	医療モ ール全体	処方箋集 中率 1 位	処方箋集 中率 2 位	処方箋集 中率 3 位	処方箋集 中率 4 位	処方箋集 中率 5 位	処方箋集 中率 6 位	処方箋集 中率 7 位	処方箋集 中率 8 位
保険医療機関又は敷地若しくは建物の名称									
ア 処方箋受付回数の計算									
処方箋受付回数 (②)	回	i 回	ii 回	iii 回	iv 回	v 回	vi 回	vii 回	viii 回
時間外加算、休日加算、深夜加算又は夜間・休日等加算を算定した処方箋受付回数 (③)	回	i 回	ii 回	iii 回	iv 回	v 回	vi 回	vii 回	viii 回
一月の処方箋の受付回数 (④) = (②－③) / ①	回	i 回	ii 回	iii 回	iv 回	v 回	vi 回	vii 回	viii 回
イ 処方箋集中率									
情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合の処方箋受付回数 (⑤)	回	i 回	ii 回	iii 回	iv 回	v 回	vi 回	vii 回	viii 回
同一グループの保険薬局の勤務者（非常勤を含む。）の処方箋受付回数 (⑥)	回	i 回	ii 回	iii 回	iv 回	v 回	vi 回	vii 回	viii 回
同一グループの保険薬局の勤務者の家族の処方箋受付回数 (⑦)	回	i 回	ii 回	iii 回	iv 回	v 回	vi 回	vii 回	viii 回
介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院、高齢者の居住の安定確保に関する法律で定めるサービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法で定める有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム若しくは認知症高齢者グループホームに入居する患者に係る処方箋受付回数 (⑧)	回	i 回	ii 回	iii 回	iv 回	v 回	vi 回	vii 回	viii 回
単一建物診療患者又は単一建物居住者が 1 人の場合の処方箋受付回数 (⑨)	回	i 回	ii 回	iii 回	iv 回	v 回	vi 回	vii 回	viii 回
処方箋集中率⑩ ※⑩N = $\frac{②N - (⑤N + ⑥N + ⑦N + ⑧N - ⑨N)}{② - (⑤ + ⑥ + ⑦ + ⑧ - ⑨)}$		%	%	%	%	%	%	%	%

欄が不足する場合には複写し作成すること

(別添 5)

災害発生時における保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて

(令和 8 年 3 月 31 日保医発 0331 第 2 号)

4. 被災地における保険調剤の取扱い

- (4) 医師の指示に基づき、保険薬剤師が避難所等を訪問し、薬学的管理及び指導を行った場合、在宅患者訪問薬剤管理指導料は算定できるものであること。ただし、疾病、傷病から通院による療養が可能と判断される患者に対しては算定できない。なお、同じ避難所等に居住する複数人に対して同一日に在宅患者訪問薬剤管理指導を行う場合は、「同一建物居住者の場合」、当該避難所等において当該保険薬局が訪問薬剤管理指導を実施する者の人数に従い「単一建物診療患者が 2 人以上 9 人以下の場合」又は「単一建物診療患者が 10 人以上の場合」の取扱いとするが、同一世帯の複数の患者が避難所等に同居している場合には、1 人目は「同一建物居住者以外の場合」「単一建物診療患者が 1 人の場合」を算定し、2 人目以降の患者については、「同一建物居住者の場合」「単一建物診療患者が 2 人以上 9 人以下の場合」又は「単一建物診療患者が 10 人以上の場合」を算定すること。